



# 学科教本 統合版 改訂表

(令和4・5・13改訂版 対応)

**P.125** 「(2) 第一種運転免許の種類」表中および表下の「※1」～「※3」を「※2」～「※4」に変更し、表中の「〈21歳以上〉」と「〈20歳以上〉」に「※1」を追加し、表下に以下を追加します。

※1 自衛官など特に定められた者は19歳以上。

**P.127** 「(1) 受験資格」の欄外に  **ちよつと注目** を追加します。

 **ちよつと注目**  
公安委員会が定めた特別な教習を修了することにより、受験資格が緩和される場合があります。

**P.128** 「(3) 仮免許による練習」の「③」を以下のようにします。

③ その車を運転することのできる第二種免許を受けている21歳以上のひと

**P.130** 「4 高齢者講習」の3行目以降を以下のように変更します。

講習を受けなければなりません。\*3また、75歳以上となる人は高齢者講習のほか認知機能検査を受けなければなりません。

**P.131** 「1 点数制度の概要」の5行目を以下のように変更し、欄外に注釈を追加します。

※基準に該当する初心運転者や若年運転者\*3については、これとは別に講習により再教育をすることもあります。

\*3  
若年運転者…  
第二種免許や大型免許を21歳未満で受けてまだ21歳になっていない人や、中型免許を20歳未満で受けてまだ20歳になっていない人をいいます。

車の種類	積載物の大きさと積載の方法	
普通自動車 中型自動車 大型特殊自動車	自動車の長さ×1.2以下 (積み方は前後に自動車の長さの $\frac{1}{10}$ 以下)	自動車の幅×1.2以下 (積み方は左右に自動車の幅の $\frac{1}{10}$ 以下)
三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車は、高さ2.5m以下		
小型特殊自動車	自動車の長さ×1.2以下 (積み方は前後に自動車の長さの $\frac{1}{10}$ 以下)	自動車の幅×1.2以下 (積み方は左右に自動車の幅の $\frac{1}{10}$ 以下)

- 運転者に対し、その運転の前後において酒気帯びの有無を自視等で確認し、確認の内容を記録、保存すること。